

## 岐阜県水源地域保全条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、岐阜県水源地域保全条例（平成25年岐阜県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (使用及び収益を目的とする権利)

第2条 条例第2条第2項及び第15条第1項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、地役権、使用貸借による権利及び賃借権とする。

### (水源地域の指定の公告)

第3条 条例第13条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項を県が開設するインターネットのホームページに掲載して行うものとする。

- (1) 水源地域の指定の区域の案
- (2) 前号に掲げる事項の縦覧場所

### (意見書)

第4条 条例第13条第5項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 指定をしようとする区域内の土地の所有権等又は利害関係を有することを明らかにする事項
- (3) 指定の区域の案についての意見

### (届出を要する土地売買等の契約)

第5条 条例第15条第1項の規則で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 売買
- (2) 贈与
- (3) 交換
- (4) 地上権を設定し、又は移転する契約
- (5) 地役権を設定する契約
- (6) 使用貸借による権利を設定し、又は移転する契約
- (7) 賃借権を設定し、又は移転する契約

### (土地の所有権等の移転等の届出)

第6条 条例第15条第1項の規定による届出は、別記第1号様式による土地の所有権等の移転等の届出書によってしなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書その他当該土地について所有権等を有す

ることを証する書面の写し

3 条例第15条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況
- (2) 契約当事者の業種

4 条例第15条第2項第1号の規則で定める法人は、次に掲げるものとする。

- (1) 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号の森林整備法人
- (2) 独立行政法人
- (3) 国立大学法人
- (4) 地方独立行政法人
- (5) 土地開発公社

5 条例第15条第2項第3号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者が行う送電線路設置事業（鉄塔、管渠（きょ）並びに開閉所及びこれに類する電気工作物の設置を除く。）及び配電線路設置事業（架空電線、これを支持する柱（以下この号において「電柱」という。）、電柱の支線若しくは支柱又はこれらの附帯設備の設置に限る。）
- (2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第117条第1項の認定を受けた者が行う電気通信設備設置事業（電気通信を行うための架空線路、これを支持する柱（以下この号において「電話柱」という。）、電話柱の支線若しくは支柱又はこれらの附帯設備の設置に限る。）

（届出を要する土地の形質の変更）

第7条 条例第16条第1項の規則で定める土地の形質の変更は、土石、樹根若しくは鉱物の採掘、開墾、盛土、切土、土砂の堆積又は建物その他の工作物の新築、改築、増築、移転若しくは撤去とする。

（開発行為の届出）

第8条 条例第16条第1項の規定による届出は、別記第2号様式による開発行為の届出書によってしなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 開発行為に係る土地の位置を示す図面
- (2) 開発行為に係る土地の登記事項証明書その他当該開発行為に係る権原を有することを証する書面の写し
- (3) 開発行為に係る土地の現況を撮影した写真
- (4) 開発行為の内容を示す図面

3 条例第16条第1項第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開発行為に係る土地の現況
- (2) 開発行為者の業種

4 条例第16条第2項第5号の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 自己の居住の用に供する住宅の建築、改築、増築、移転又は撤去

- (2) 電柱、電話柱、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する工作物の新築、改築又は増築
- (3) 家庭用水の取水を目的とする設備（複数の住戸分をまとめて取水するものを除く。）の設置
- (4) 立木の生育を阻害するおそれのないもの

5 条例第16条第5項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める届出書によってしなければならない。

- (1) 開発行為の休止又は廃止 開発行為の休止（廃止）届出書（別記第3号様式）
- (2) 開発行為の再開 開発行為の再開届出書（別記第4号様式）
- (3) 開発行為の完了 開発行為の完了届出書（別記第5号様式）

（変更の届出）

第9条 条例第18条第1項又は第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める届出書によってしなければならない。

- (1) 条例第15条第1項各号に掲げる事項の変更 土地の所有権等の移転等の変更届出書（別記第六号様式）
- (2) 条例第16条第1項各号に掲げる事項の変更 開発行為の変更届出書（別記第七号様式）

（身分証明書）

第10条 条例第19条第3項の身分を示す証明書は、別記第8号様式によるものとする。

（会長）

第11条 条例第22条に規定する岐阜県水源地域保全審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第12条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門調査員）

第13条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要と認めるときは、専門調査員を置くことができる。

- 2 専門調査員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 専門調査員は、当該専門の事項について、審議会の会議に出席し、意見を述べることができ

る。

4 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(審議会の庶務等)

第14条 審議会の庶務は、林政部森林保全課において処理する。

第15条 第11条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条から第8条までの規定は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年10月26日規則第90号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年10月6日規則第97号)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月5日規則第11号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。